

第42回がん検診のあり方に関する検討会	資料 1
令和6年7月4日（木）	

対策型検診の項目の導入に係るプロセスについて

厚生労働省

健康・生活衛生局がん・疾病対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

過去の対策型検診までの導入過程

導入年	がん種	検診項目	
平成12年	乳がん	マンモグラフィ	50歳以上に対し2年に1回
平成16年	子宮頸がん	変更なし	対象年齢・受診間隔の変更 (30歳以上→20歳以上、1年に1回→2年に1回)
	乳がん	変更なし	対象年齢の変更(50歳以上→40歳以上)
平成28年	胃がん	胃内視鏡検査	50歳以上に対し2年に1回
	胃がん	胃部エックス線検査	対象年齢・受診間隔の変更 ※「当面の間」の規定あり (40歳以上→50歳以上、1年に1回→2年に1回)
令和5年	子宮頸がん	HPV検査単独法	30歳以上に対し5年に1回 ※実施体制が整った自治体で選択可能

	令和5年度 HPV検査単独法		平成28年度 胃内視鏡検査	
有効性評価に基づくがん検診ガイドライン	令和2年3月31日	有効性評価に基づく子宮頸がん検診ガイドライン2019年度版公表	平成27年3月31日	有効性評価に基づく胃がん検診ガイドライン2014年度版公表
検診検討会における検討	令和3年3月17日 令和4年5月25日	第32・35回検討会 研究班の進捗状況の報告	平成26年9月28日 ～ 平成27年7月30日	第9回～第15回検討会
	令和5年6月2日 ～ 令和5年12月28日	第38～40回検討会 導入に向けた議論		
	令和6年2月9日 (持ち回り)	第41回検討会 指針案、マニュアル案	平成27年9月29日	検診検討会中間報告書
公表	令和6年2月	「対策型検診におけるHPV検査単独法による子宮頸がん検診マニュアル」の公表	平成28年1月	「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル」の公表
	令和6年2月14日	指針改正	平成28年2月4日	指針改正

第4期がん対策推進基本計画

➤ 取り組むべき施策において、以下のとおり記載している。

(取り組むべき施策)

国は、我が国におけるがん検診の進捗及び課題を整理するため、諸外国における取組との経年的な比較調査を実施する仕組みについて検討する。

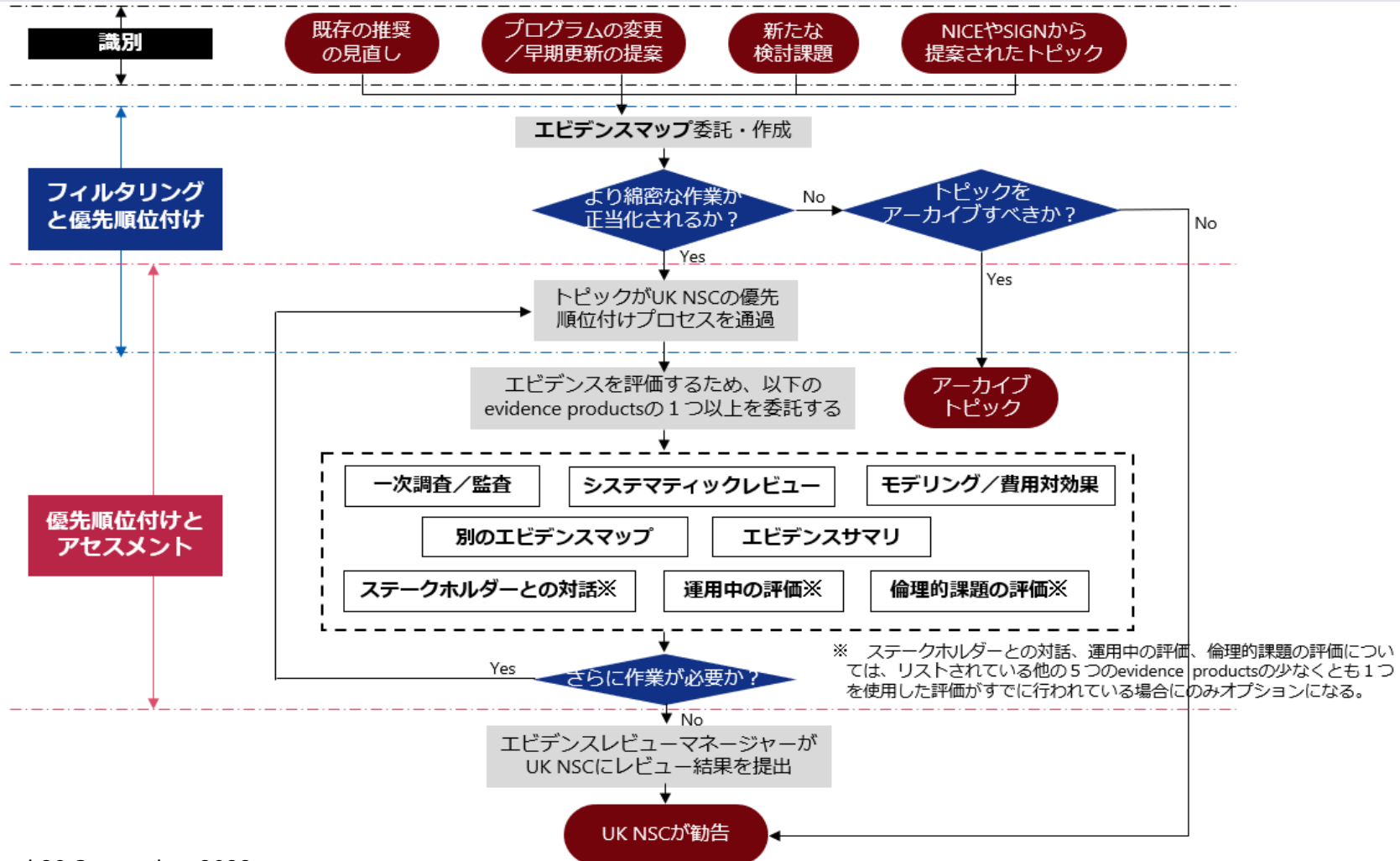
国は、より効率的・効果的ながん検診の実施を推進する観点から、指針に基づくがん検診の科学的根拠に基づいた効果検証を進めるとともに、対策型検診の項目の導入に係るプロセスの明確化等について検討する。

国は、指針に基づかないがん検診に係る効果検証の方法について検討するとともに、指針に基づかないがん検診の効果検証を希望する関係学会や企業等と、地方公共団体のマッチングを促進する仕組みについて検討する。

国は、我が国における組織型検診の構築に向け、科学的根拠に基づくがん検診の実施に向けた取組により精度管理を向上させつつ、課題を整理し、その対応を検討する。

例) UK National Screening Committee (UK NSC) evidence review process

- 英国UK NSCにおけるエビデンスレビュープロセスは以下のとおり。主に、識別、フィルタリング、優先順位付け、アセスメントの4つの要素から成り立っている。



Updated 29 September 2022

<https://www.gov.uk/government/publications/uk-nsc-evidence-review-process/uk-nsc-evidence-review-process>

※厚生労働省により仮訳したものであり、正確な記述については原文を参照のこと。

対策型検診の項目の導入に係るプロセスについて

現状・課題

- 第4期がん対策推進基本計画において、プロセスの明確化等について検討することとしており、プロセスの整理が求められている。
- 現状、対策型検診の項目の導入に係るプロセスについて明示されたものはなく、新たな検診項目の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（以下「指針」という。）への導入に当たっては、国立がん研究センターにおいて、当該項目に係る「有効性評価に基づくがん検診ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が策定・変更されたことを受けて、導入を検討する形で現在運用している。
- 諸外国の例をみると、例えば、英国では科学的根拠に基づくがん検診の項目の導入に係る検討プロセスについて明示している。

対応（案）

- 英国における検討プロセス等を参考に、対策型検診の項目の導入に係る標準的なプロセスを整理してはどうか。